

広島県告示第二百九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第四項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
農事組合法人徳永郷	尾道市御調町徳永 甲一六三番地	尾道市御調町徳永字実森三 六番ほか七九筆	五九、〇九〇
松谷 孝則	尾道市瀬戸田町林 一三三七番地	尾道市瀬戸田町高根字大谷 三六九四番二ほか一筆	四、九九八
株式会社トペコおぼら	安芸高田市甲田町 下小原三〇二七番 地二	安芸高田市甲田町下小原字 夜光三四六三番四	一、五二三
株式会社れんげ	安芸高田市甲田町 下甲立二六一番地 七	安芸高田市甲田町下甲立字 市原三六七番ほか二筆	一、〇二二
黒田 浩樹	安芸高田市高宮町 原田三〇四三番地	安芸高田市高宮町佐々部字 牛島二六三番一ほか一七筆	二六、〇二九
山本 英次	安芸高田市向原町 坂六五一九番地二	安芸高田市向原町坂字千日 三三七〇番	二、九五四
株式会社百姓屋	山県郡安芸太田町 大字土居八四番地 三	山県郡安芸太田町大字中筒 賀字天神原一〇二一番一ほ か五筆	五、八六九
農事組合法人小笹	山県郡北広島町下 石二二七番地	山県郡北広島町下石字古市 二二二番一ほか一筆	三、一五二
農事組合法人サイオト	山県郡北広島町才 乙六九六番地一	山県郡北広島町才乙字鳥落 一一六二番ほか三筆	七、〇〇一
泉 繁樹	山県郡北広島町下 石一〇六番地一	山県郡北広島町下石字古市 六八番一ほか四筆	一一、九八三
農事組合法人風舎	世羅郡世羅町大字 西神崎七三七番地	世羅郡世羅町大字寺町字箕 口一二三六番一ほか二三筆	二四、七三九
田渕 勉	世羅郡世羅町本郷 一七〇九番地	世羅郡世羅町大字井折字国 久一一四番一ほか九筆	一七、二二〇
農事組合法人風舎	世羅郡世羅町大字 西神崎七三七番地	世羅郡世羅町大字西神崎字 怒田三四五番ほか二筆	六、六一七
和田 廣司	世羅郡世羅町青水 一一三五番地一	世羅郡世羅町大字青水字仁 吾田九九〇番ほか六筆	八、九二三

二 認可年月日

平成二十八年三月十八日